

1. 市税の徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
税 収 入	市 税 …（a）	65,636,420	64,061,053	65,321,527	66,142,894	64,883,224	
	個人の県民税	15,638,705	15,137,610	15,317,303	15,661,946	14,617,664	
	合 計 …（b）	81,275,125	79,198,663	80,638,830	81,804,840	79,500,888	
徴 税 費	人 件 費	基本給	434,367	440,287	438,774	440,812	446,903
		諸手当	270,112	268,738	259,013	268,656	282,793
		（イ） 超過勤務手当	27,982	29,722	29,211	30,470	28,772
		（ロ） 税務特別手当	969	1,180	1,392	1,028	12,107
		（ハ） その他の手当	241,161	237,836	228,410	237,158	241,914
		報酬	-	42,420	46,016	53,853	63,293
		その他	143,002	140,614	138,136	135,467	139,330
		小 計	847,481	892,059	881,939	898,788	932,319
	需 要 費	旅費	171	168	187	327	380
		賃金	39,555	-	-	-	-
		その他	178,797	153,444	238,663	197,875	538,312
		小 計	218,523	153,612	238,850	198,202	538,692
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納期前納付の報奨金	-	-	-	-	-
		納税貯蓄組合補助金	-	-	-	-	-
		納税奨励金	-	-	-	-	-
		その他	687	441	614	738	558
		小 計	687	441	614	738	558
	その他	その他	56,950	53,999	60,597	69,434	77,890
	合 計 …（c）		1,123,641	1,100,111	1,182,000	1,167,162	1,549,459
県民税徴収 取扱費	納税義務者数を基準にした金額	583,504	587,178	586,846	589,168	593,494	
	報奨金の額に相当する金額	901	639	0	0	0	
	合 計 …（d）	584,405	587,817	586,846	589,168	593,494	
税収入額に対す る徴税費の割合	（c）－（d）…（e）	539,236	512,294	595,154	577,994	955,965	
	（c）／（b）	1.4%	1.4%	1.5%	1.4%	1.9%	
	（e）／（a）	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.5%	
徴税職員数	総務関係	17人	17人	18人	18人	19人	
	課税関係	62人	62人	66人	67人	65人	
	徴収関係	25人	26人	32人	30人	30人	
	合 計	104人	105人	116人	115人	114人	
	会計年度任用職員等	-	-	10人	11人	10人	
	ほか臨時職員	14人	14人	-	-	-	

2. 税務関係税外収入調

(単位：円)

区 分	単 価 等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国有提供施設等所在市助成交付金	概 算	3,950,000	3,999,000	4,079,000
証 明 手 数 料	1件 200 (住宅用 1, 300)	16,584,850	115,849,950	15,877,600
督 促 手 数 料	1件 100	38,072	30,552	17,900
閲 覧 手 数 料	1件 100	274,200	290,000	282,200
地 籍 図 複 写 手 数 料	1件 250	360,500	299,500	257,500
県 民 税 徴 収 取 扱 費	法 定 基 準	622,623,524	629,554,714	634,293,886
延 滞 金	〃	143,734,180	145,739,951	93,002,081
加 算 金	〃	0	0	0
滞 納 処 分 費	概 算	231,000	302,500	0
試 乗 標 識 実 費 弁 償 金	1件 100	0	0	0
標 識 再 交 付 弁 償 金	1件 100	6,400	2,400	3,900

3. 税務諸証明過去5か年件数調

(単位：件)

区 分 \ 年 度		2	3	4	5	6
市 民 税 関 係	所 得 証 明	16,640 (10,736)	15,756 (10,385)	13,843 (8,731)	12,280 (7,574)	11,946 (7,278)
	課 税 証 明	17,754 (9,538)	19,256 (10,451)	19,992 (10,570)	19,053 (10,091)	20,139 (10,217)
	非 課 税 証 明	10,816 (6,055)	12,132 (6,934)	13,599 (7,451)	12,397 (6,728)	11,733 (5,989)
	小 計	45,210 (26,329)	47,144 (27,770)	47,434 (26,752)	43,730 (24,393)	43,818 (23,484)
資 産 税 関 係	諸 証 明	9,527	9,336	9,673	9,599	9,341
	住宅用家屋証明	1,787	1,800	1,677	1,590	1,582
	閱 覧	2,661	2,985	2,948	2,961	2,822
	地 籍 図 複 写	1,215	1,202	1,501	1,239	1,030
	価 格 通 知 書	5,670	5,296	5,544	6,050	5,410
	小 計	20,860	20,619	21,343	21,439	20,185
納 税 関 係	納 税 証 明	12,053 (4,258)	12,747 (4,705)	14,487 (5,734)	15,486 (6,337)	15,736 (6,037)
	軽自動車税 車検用納税証明	17,650 (15,596)	18,106 (15,937)	15,931 (13,947)	5,181 (3,738)	3,261 (2,311)
	小 計	29,703 (19,854)	30,853 (20,642)	30,418 (19,681)	20,667 (10,075)	18,997 (8,348)
合 計		95,773 (46,183)	98,616 (48,412)	99,195 (46,433)	85,836 (34,468)	83,000 (31,832)

※手数料1件につき200円

(但し、住宅用家屋証明は平成5年度は950円、平成6年度から1,200円、平成9年度から1,300円、
閲覧申請は100円、地籍図複写は250円、価格通知書、軽自動車税(車検用)納税証明は無料)

※()中は、上段数値のうち市内8か所の窓口センター発行の再掲分

※令和5年1月より納付状況をオンラインで確認できる軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用
が開始

4. 市税の課税標準及び納期一覧表

税 目 \ 区 分	課 税 標 準	納 期
市 民 税	個人 { 均 等 割 所 得 割 前年の所得額 法人 { 均 等 割 法 人 税 割 法人税額	普通徴収 第1期 6月15日～ 6月30日 第2期 8月15日～ 8月31日 第3期 10月15日～10月31日 第4期 翌年1月15日～ 1月31日 特別徴収 給与 6月～翌年5月 年金 4月～翌年2月 法人税と同じ
固 定 資 産 税	1月1日現在における土地・家屋、償却資産の価格	第1期 5月15日～ 5月31日 第2期 7月15日～ 7月31日 第3期 12月15日～12月28日 第4期 翌年2月15日～ 2月 末日
軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の台数	全期 5月15日～5月31日
市 た ば こ 税	卸売販売業者等が小売販売業者又は直接消費者に売渡した本数	当月分を翌月末日までに
鉦 産 税	鉦物の価格	当月分を翌月20日までに
入 湯 税	課税入湯者数	当月分を翌月15日までに
事 業 所 税	事業に係る事業所税 資 産 割 事業所床面積 従業者割 従業者給与総額	事業に係る事業所税 個人 翌年の3月15日までに 法人 事業年度終了の日から2月以内
都 市 計 画 税	固定資産（土地・家屋）の価格	固定資産税と同じ

5. 令和7年度税率一覧表

税 目	税 率
市 民 税	1. 均 等 割 ① 市内に住所を有する個人 3,500 円 ② 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3,500 円 ③ 法 人 (1) 公益社団法人等及び資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(②から⑨までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの 50,000 円 (2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000 円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000 円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000 円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者の合計数が50人以下であるもの 160,000 円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000 円 (7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000 円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者の合計数が50人を超えるもの 1,750,000 円 (9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000 円 2. 所 得 割 標準税率 個人所得割 100 分の 6 法 人 税 割 100 分の 9.7 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは100分の6
固 定 資 産 税	課税標準額の100分の1.4

税 目	税 率		
軽 自 動 車 税 (環境性能割)	環境性能割額＝軽自動車の取得価額（５０万円を超えるもの）×税率		
	区分		税 率
			自家用 営業用
	電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税 非課税
	ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド車	令和 12 年度燃費基準 80%達成車かつ 令和 2 年度燃費基準達成車（乗用）	
		令和 4 年度燃費基準＋5%達成車（貨物）	
		令和 12 年度燃費基準 75%達成車かつ 令和 2 年度燃費基準達成車（乗用）	1 % 0.5 %
		令和 4 年度燃費基準達成車（貨物）	
		令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ 令和 2 年度燃費基準達成車（乗用）	2 % 1 %
		令和 4 年度燃費基準 95%達成車（貨物）	
	上記以外（乗用・貨物）		2 %
	ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車に限る		

税 目	税 率																																						
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	1. 原動機付自転車																																						
	(1) 総排気量が 0.05 ㍑以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの ((3) 及び (5) に掲げるものを除く)				2,000 円																																		
	(2) 二輪のもので、総排気量が 0.05 ㍑を超え 0.09 ㍑以下のもの ((3) に掲げるものを除く) 又は定格出力が 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの				2,000 円																																		
	(3) 二輪のもので、総排気量が 0.125 ㍑以下かつ最高出力が 4.0kw 以下のもの				2,000 円																																		
	(4) 二輪のもので、総排気量が 0.09 ㍑を超えるもの ((3) に掲げるものを除く) 又は定格出力が 0.8kw をを超えるもの				2,400 円																																		
	(5) 三輪以上のもので、総排気量が 0.02 ㍑を超えるもの又は定格出力が 0.25kw をを超えるもの				3,700 円																																		
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車																																						
	◎軽自動車																																						
	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">車種区分</th><th colspan="3">税 率</th></tr><tr><th>経年重課 (ア)</th><th>経過措置 (イ)</th><th>新税率 (ウ)</th></tr><tr><td rowspan="4">四 輪 以 上</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>8,200 円</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>12,900 円</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>4,500 円</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>6,000 円</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td colspan="3">三 輪</td><td>4,600 円</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td></tr></table>					車種区分			税 率			経年重課 (ア)	経過措置 (イ)	新税率 (ウ)	四 輪 以 上	乗 用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円	自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円	貨 物	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円	自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円	三 輪			4,600 円	3,100 円	3,900 円
	車種区分			税 率																																			
				経年重課 (ア)	経過措置 (イ)	新税率 (ウ)																																	
	四 輪 以 上	乗 用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円																																	
			自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円																																	
		貨 物	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円																																	
			自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円																																	
三 輪			4,600 円	3,100 円	3,900 円																																		
(ア) 最初の新規検査より 13 年を経過した車両																																							
(イ) 最初の新規検査を平成 27 年 3 月 31 日までに受けた車両																																							
(ウ) 最初の新規検査が平成 27 年 4 月 1 日以降の車両																																							

税 目	税 率					
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	「グリーン化特例（軽課）」について					
	車種区分		最初の新規検査が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの車両			
			1 新税率の 75%軽減	2 新税率の 50%軽減	3 新税率の 25%軽減	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	—	—
		貨物	営業用	1,000 円	—	—
			自家用	1,300 円	—	—
	三 輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合車又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車）					
	2 令和 12 年度燃費基準 90%達成車かつ令和 2 年燃費基準達成車					
	3 令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ令和 2 年燃費基準達成車					
＊2・3については内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両。また平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。						
・ 二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下、側車付のものを含む） 3,600 円						
・ 被けん引車、雪上車 3,600 円						
◎小型特殊自動車						
・ 農耕作業用のもの 2,400 円						
・ その他のもの（フォークリフト等） 5,900 円						
3. 二輪の小型自動車（250cc 超） 6,000 円						
市 た ば こ 税	売渡し本数 1,000 本につき 6,552 円					
鉦 産 税	鉦物の価格の合計額が 200 万円を超える場合 100 分の 1 鉦物の価格の合計額が 200 万円以下である場合 100 分の 0.7					
入 湯 税	入湯客 1 人 1 日 150 円					
事 業 所 税	事業に係る事業所税 { 資 産 割…事業所床面積 1 m ² につき 600 円 従業者割…従業者給与総額の 100 分の 0.25					
都 市 計 画 税	課税標準額の 100 分の 0.25					

6. 税率の推移

区 分		令 和 3 年 度						
市 民 税	個 均 等 割	3,500円						
	人 所 得 割	6%						
	法 人	均 等 割	資本金等の額		従業者数	税額		
			公益法人等		50人以下	50,000円		
			1千万円以下	50人超				
			1千万円超、1億円以下		50人以下	130,000円		
					50人超	150,000円		
			1億円超、10億円以下		50人以下	160,000円		
					50人超	400,000円		
			10億円超		50人以下	410,000円		
			10億円超、50億円以下		50人超	1,750,000円		
		50億円超		3,000,000円				
法人税割	法人税額の6.0%							
固 定 資 産 税		1.4% （免税点）土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満						
軽自動車税 (環境性能割)		環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率						
		区 分			税率			
					自家用	営業		
		電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車			非課税	非課税		
		ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド 車	R12年度燃費基準75%達成車かつ R2年度燃費基準達成車（乗用）					
			H27年度燃費基準＋25%達成車（貨物）					
			R12年度燃費基準60%達成車かつ R2年度燃費基準達成車（乗用）		1%	0.5%		
			H27年度燃費基準＋20%達成車（貨物）					
			R12年度燃費基準55%達成車（乗用）		2%	1%		
			H27年度燃費基準＋15%達成車（貨物）					
		上記以外（乗用・貨物）				2%		
		ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50% 低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る						
※ 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した自家用 乗用車は表の税率から1%軽減								
軽自動車税 (種別割)		○原動機付自転車		○軽自動車				
		50CC以下	2,000円	2 輪 車	3,600円			
		90CC以下	2,000円	3 輪のもの及び4 輪以上のもの				
		125CC以下	2,400円					
		ミニカー	3,700円	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	
		○雪上車	3,600円	の 4 輪 の 上	b (a)乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円
		○2輪小型自動車	6,000円		(b)乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		○小型特殊自動車			(c)貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		農耕作業用	2,400円		(d)貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		その他	5,900円	イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率				

軽自動車税 (種別割)	うは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、令和2年4月1日～令和3年3月31日に新規取得し た次の車両の税率については、概ね次のとおり。 (ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 令和2年度燃費基準+30%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.50 (ウ) 令和2年度燃費基準+10%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75 (イ)(ウ)については内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両。また平成17年排出 ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき6,122円 (令和3年10月1日以後売渡し分からは6,552円)
鉱 産 税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)
入 湯 税	入湯客1人1日150円
事 業 所 税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%
都 市 計 画 税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満
制 度 改 正 内 容	○市たばこ税 ・令和3年10月1日以後売渡し分から、税率を売渡し本数1,000本につ き6,552円に引上げ

区 分			令 和 4 年 度						
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円						
		所 得 割	6%						
	法 人	均 等 割		資本金等の額		従業者数	税額		
				公益法人等			50,000円		
			1千万円以下	50人以下			120,000円		
				50人超			130,000円		
			1千万円超、1億円以下	50人以下			150,000円		
				50人超			160,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下			400,000円		
				50人超			410,000円		
			10億円超	50人以下			1,750,000円		
			10億円超、50億円以下	50人超			3,000,000円		
	50億円超								
	法人税割	法人税額の6.0%							
固 定 資 産 税			1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満						
軽自動車税 (環境性能割)			環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率						
			区 分				税率		
							自家用	営業	
			電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車				非課税	非課税	
			ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド 車	令和12年度燃費基準75%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）					
				平成27年度燃費基準＋25%達成車（貨物）					
				令和12年度燃費基準60%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）				1%	0.5%
				平成27年度燃費基準＋20%達成車（貨物）					
				令和12年度燃費基準55%達成車（乗用）				2%	1%
				平成27年度燃費基準＋15%達成車（貨物）					
			上記以外（乗用・貨物）					2%	
			ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50% 低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る						
軽自動車税 (種別割)			○原動機付自転車		○軽自動車				
			50CC以下	2,000円	2 輪 車	3,600円			
			90CC以下	2,000円	3 輪のもの及び4 輪以上のもの				
			125CC以下	2,400円			ア	イ	ウ
			ミニカー	3,700円	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	
			○雪上車	3,600円	b (a)乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	
			○2輪小型自動車	6,000円	(b)乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	
			○小型特殊自動車		(c)貨物・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	
			農耕作業用	2,400円	(d)貨物・自家用	5,000円	4,000円	6,000円	
			その他	5,900円	イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率				

軽自動車税 (種別割)	は最初の新規検査から13年を経過したものの税率 のうち、令和3年4月1日～令和4年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。 (ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 令和12年度燃費基準90%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車 アの税率×0.50 (ウ) 令和12年度燃費基準70%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車 アの税率×0.75 (イ)(ウ)については三輪及び四輪以上の乗用・営業用のものかつ 内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両。 また平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき6,552円
鉱 産 税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)
入 湯 税	入湯客1人1日150円
事 業 所 税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%
都 市 計 画 税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満
制 度 改 正 内 容	

軽自動車税 (種別割)	○原動機付自転車	○軽自動車
	50CC以下 2,000円	2 輪車 3,600円
	90CC以下 2,000円	3 輪のもの及び4 輪以上のもの
	125CC以下 2,400円	
	ミニカー 3,700円	
	○雪上車 3,600円	
	○2輪小型自動車 6,000円	
	○小型特殊自動車	
	農耕作業用 2,400円	
	その他 5,900円	
イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、令和4年4月1日～令和5年3月31日に新規取得した 次の車両の税率については、概ね次のとおり。 (ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 令和12年度燃費基準90%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車 アの税率×0.50 (ウ) 令和12年度燃費基準70%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車 アの税率×0.75 (イ)(ウ)については三輪及び四輪以上の乗用・営業用のものかつ 内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両。 また平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減 達成車に限る。		
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき6,552円	
鉱 産 税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)	
入 湯 税	入湯客1人1日150円	
事 業 所 税	資産割 1㎡につき600円	従業者割 給与総額の0.25%
都 市 計 画 税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満	
制 度 改 正 内 容		

区 分		令 和 6 年 度					
市 民 税	個 均 等 割	3,500円					
	人 所 得 割	6%					
	法 人 均 等 割		資本金等の額		従業者数	税額	
			公益法人等			50,000円	
			1千万円以下	50人以下			
				1千万円超、1億円以下	50人超	120,000円	
			1億円超、10億円以下		50人以下	130,000円	
				10億円超	50人超	150,000円	
			10億円超、50億円以下		50人以下	160,000円	
				50億円超	50人超	400,000円	
					50人以下	410,000円	
		50人超		1,750,000円			
			50人超	3,000,000円			
法人税割	法人税額の6.0%						
固 定 資 産 税		1.4% （免税点）土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満					
軽自動車税 (環境性能割)		環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率					
		区 分			税 率		
					自家用	営 業	
		電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車			非課税	非課税	
		ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド 車	令和12年度燃費基準80％達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）				
			令和4年度燃費基準＋5％達成車（貨物）				
			令和12年度燃費基準70％達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）				
			令和4年度燃費基準達成車（貨物）				
			令和12年度燃費基準60％達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）				
			令和4年度燃費基準95％達成車（貨物）				
上記以外（乗用・貨物）				2%			
ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50％ 低減達成車または平成17年排出ガス基準75％低減達成車に限る							

軽自動車税 (種別割)	○原動機付自転車	○軽自動車					
	50CC以下	2,000円	2 輪車	3,600円			
	90CC以下	2,000円	3 輪のもの及び4 輪以上のもの				
	125CC以下	2,400円		ア	イ	ウ	
	ミニカー	3,700円	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	
	○雪上車	3,600円	b の4輪のもの以上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	○2輪小型自動車	6,000円		(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	○小型特殊自動車			(c) 貨物・営業用	3,800円	3,000円	4,500円
				(d) 貨物・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	農耕作業用	2,400円	イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率				
	その他	5,900円	ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率				
	アのうち、令和5年4月1日～令和6年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。						
	(ア) 電気自動車等			アの税率×0.25			
	(イ) 令和12年度燃費基準90%達成車かつ						
	令和2年度燃費基準達成車			アの税率×0.50			
(ウ) 令和12年度燃費基準70%達成車かつ							
令和2年度燃費基準達成車			アの税率×0.75				
(イ)(ウ)については三輪及び四輪以上の乗用・営業用のものかつ							
内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両。							
また平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。							
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき6,552円						
鉱 産 税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)						
入 湯 税	入湯客1人1日150円						
事 業 所 税	資産割 1㎡につき600円		従業者割		給与総額の0.25%		
都 市 計 画 税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満						
制 度 改 正 内 容							

区 分		令 和 7 年 度					
市 民 税	個 均 等 割	3,500円					
	人 所 得 割	6%					
	法 人 均 等 割		資本金等の額		従業者数	税額	
			公益法人等		50人以下	50,000円	
			1千万円以下	50人超			
			1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円		
				50人超	150,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円		
				50人超	400,000円		
			10億円超	50人以下	410,000円		
			10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円		
	50億円超	3,000,000円					
	法人税割	法人税額の6.0%					
固 定 資 産 税		1.4% （免税点）土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満					
軽自動車税 (環境性能割)		環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率					
		区 分		税率			
				自家用	営業		
		電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税	非課税		
		ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド 車	令和12年度燃費基準80%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）				
			令和4年度燃費基準＋5%達成車（貨物）				
			令和12年度燃費基準75%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）	1%	0.5%		
			令和4年度燃費基準達成車（貨物）				
			令和12年度燃費基準70%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）	2%	1%		
			令和4年度燃費基準95%達成車（貨物）				
上記以外（乗用・貨物）		2%					
ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50% 低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る							

軽自動車税 (種別割)	○原動機付自転車									
	50CC以下		2,000円	90CC以下		2,000円	125CC以下		2,400円	
	125CC以下かつ最高出力4.0kw以下				2,000円		ミニカー		3,700円	
	○雪上車		3,600円							
	○二輪小型自動車		6,000円							
	○小型特殊自動車									
	農耕作業用		2,400円		その他		5,900円			
	○軽自動車									
	二輪車		3,600円							
	三輪のものと及び四輪以上のもの									
		ア		イ		ウ		イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率		
a 三輪のもの		3,900円		3,100円		4,600円				
の 四 輪 以 上	b (a) 乗用営業用	6,900円		5,500円		8,200円		ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率		
	(b) 乗用自家用	10,800円		7,200円		12,900円				
	(c) 貨物営業用	3,800円		3,000円		4,500円		アのうち、令和6年4月1日～令和7年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。		
	(d) 貨物自家用	5,000円		4,000円		6,000円				
(ア) 電気自動車等						アの税率×0.25				
(イ) 令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車						アの税率×0.50				
(ウ) 令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車						アの税率×0.75				
(イ)(ウ)については三輪及び四輪以上の乗用・営業用のものかつ 内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両。										
また平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。										
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき6,552円									
鉱 産 税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)									
入 湯 税	入湯客1人1日150円									
事 業 所 税	資産割	1㎡につき600円			従業者割	給与総額の0.25%				
都 市 計 画 税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満									
制 度 改 正 内 容										

7. 市民税（個人）所得控除額等の推移

年度		令和3年度	
控除種類			
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 850万円超～	55万円 年収×40%－10万円 年収×30%＋8万円 年収×20%＋44万円 年収×10%＋110万円 195万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷（専従者数＋1）	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－（総所得金額等の合計額×10%） ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
	医療費	（支払った医療費－保険等により補てんされた金額）－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額） （限度額 2,000,000円） ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円（限度額 88,000円）	
	社会保険料	支払保険料の全額	
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額	
	生命保険料	（支払った保険料の金額） （保険料控除金額）	
		新契約 （契約日：H24.1.1～）	12,000円以下 支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下 支払保険料×1/2＋6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下 支払保険料×1/4＋14,000円
			56,000円超～ 28,000円
		旧契約 （契約日：～H23.12.31）	15,000円以下 支払保険料の全額
			15,000円超～ 40,000円以下 支払保険料×1/2＋7,500円
			40,000円超～ 70,000円以下 支払保険料×1/4＋17,500円
			70,000円超～ 35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000円）	
所得控除	地震保険料	地震	（支払った保険料の金額） （保険料控除金額） 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円
		旧長期	（支払った保険料の金額） （保険料控除金額） 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超～ 15,000円以下 支払保険料×1/2＋2,500円 15,000円超～ 10,000円
	※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。		
		地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円	
	寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦 260,000円 勤労学生 260,000円	ひとり親 300,000円
所得控除	障害者	260,000円	特別障害者 300,000円 （同居特別障害 530,000円）
	配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円	
	配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が100万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③ 90,000円 ・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③ 70,000円 ・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③ 60,000円 ・配偶者の合計所得金額が120万円超125万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ② 80,000円 ③ 40,000円 ・配偶者の合計所得金額が125万円超130万円以下である者 特別控除額＝① 60,000円 ② 40,000円 ③ 20,000円 ・配偶者の合計所得金額が130万円超133万円以下である者 特別控除額＝① 30,000円 ② 20,000円 ③ 10,000円 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①：合計所得金額が900万円以下の場合 ②：合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③：合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合	
		扶養 一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	
		基礎 合計所得金額が2,400万円以下の場合 430,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 290,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 150,000円	
その他	配当控除	1.6%（1千万円超 0.8%） （県）1.2%（1千万円超 0.6%）	
	寄附金控除	基本控除（寄附金額－2,000円）×10%（市6%、県4%） 特例控除（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の限界税率）（市3/5、県2/5）	
	調整控除	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5%（市3%、県2%） ・ 市民税の課税所得金額×5%（市3%、県2%） ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－（市民税の課税所得金額－200万円）}×5%（市3%、県2%） ・ 2,500円（市1,500円、県1,000円）	
	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税範囲	1,350,000円以下	

年度		令和4年度	
控除種類			
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 850万円超～	55万円 年収×40%－10万円 年収×30%＋8万円 年収×20%＋44万円 年収×10%＋110万円 195万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数＋1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)	
	社会保険料	支払保険料の全額	
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額	
	生命保険料	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
		新契約	12,000円以下 支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下 支払保険料×1/2＋6,000円
		(契約日：H24.1.1～)	32,000円超～ 56,000円以下 支払保険料×1/4＋14,000円
			56,000円超～ 28,000円
		旧契約	15,000円以下 支払保険料の全額
			15,000円超～ 40,000円以下 支払保険料×1/2＋7,500円
		(契約日：～H23.12.31)	40,000円超～ 70,000円以下 支払保険料×1/4＋17,500円
			70,000円超～ 35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)	
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円
		旧長期	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超～ 15,000円以下 支払保険料×1/2＋2,500円 15,000円超～ 10,000円
		地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円	
		※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	
	寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦 260,000円 ひとり親 300,000円 勤労学生 260,000円	
	障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)	
	配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円	
	配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が100万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③ 90,000円 ・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③ 70,000円 ・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③ 60,000円 ・配偶者の合計所得金額が120万円超125万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ② 80,000円 ③ 40,000円 ・配偶者の合計所得金額が125万円超130万円以下である者 特別控除額＝① 60,000円 ② 40,000円 ③ 20,000円 ・配偶者の合計所得金額が130万円超133万円以下である者 特別控除額＝① 30,000円 ② 20,000円 ③ 10,000円 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合	
	扶養	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	
	基礎	合計所得金額が2,400万円以下の場合 430,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 290,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 150,000円	
その他の	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)	
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)	
	調整控除	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)	
	※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用されない。		
	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税範囲	1,350,000円以下	

年度		令和5年度	
控除種類			
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 850万円超～	55万円 年収×40%－10万円 年収×30%＋8万円 年収×20%＋44万円 年収×10%＋110万円 195万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数＋1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)	
	社会保険料	支払保険料の全額	
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額	
	生命保険料	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
		(契約日：H24.1.1～)	新契約 12,000円以下 支払保険料の全額 12,000円超～ 32,000円以下 支払保険料×1/2＋6,000円 32,000円超～ 56,000円以下 支払保険料×1/4＋14,000円 56,000円超～ 28,000円
			旧契約 15,000円以下 支払保険料の全額 15,000円超～ 40,000円以下 支払保険料×1/2＋7,500円 40,000円超～ 70,000円以下 支払保険料×1/4＋17,500円 70,000円超～ 35,000円
			一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円
	※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超～ 15,000円以下 支払保険料×1/2＋2,500円 15,000円超～ 10,000円
		地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円	
所得控除	寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦 260,000円 ひとり親 300,000円 勤労学生 260,000円	
	障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)	
	配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円	
	配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が100万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③ 90,000円 ・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③ 70,000円 ・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③ 60,000円 ・配偶者の合計所得金額が120万円超125万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ② 80,000円 ③ 40,000円 ・配偶者の合計所得金額が125万円超130万円以下である者 特別控除額＝① 60,000円 ② 40,000円 ③ 20,000円 ・配偶者の合計所得金額が130万円超133万円以下である者 特別控除額＝① 30,000円 ② 20,000円 ③ 10,000円 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合	
	扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円 合計所得金額が2,400万円以下の場合 430,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 290,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 150,000円	
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)	
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)	
	調整控除	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)	
	※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用されない。		
	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税範囲	1,350,000円以下	

年度		令和6年度	
控除種類			
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 850万円超～	55万円 年収×40%－10万円 年収×30%＋8万円 年収×20%＋44万円 年収×10%＋110万円 195万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数＋1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)	
	社会保険料	支払保険料の全額	
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額	
	生命保険料	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
		新契約	12,000円以下 支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下 支払保険料×1/2＋6,000円
		(契約日：H24.1.1～)	32,000円超～ 56,000円以下 支払保険料×1/4＋14,000円
			56,000円超～ 28,000円
		旧契約	15,000円以下 支払保険料の全額
			15,000円超～ 40,000円以下 支払保険料×1/2＋7,500円
		(契約日：～H23.12.31)	40,000円超～ 70,000円以下 支払保険料×1/4＋17,500円
			70,000円超～ 35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)	
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円
		旧長期	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超～ 15,000円以下 支払保険料×1/2＋2,500円 15,000円超～ 10,000円
		地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円	
		※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	
	寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦 260,000円 ひとり親 300,000円 勤労学生 260,000円	
	障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)	
	配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円	
	配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が100万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③ 90,000円 ・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③ 70,000円 ・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③ 60,000円 ・配偶者の合計所得金額が120万円超125万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ② 80,000円 ③ 40,000円 ・配偶者の合計所得金額が125万円超130万円以下である者 特別控除額＝① 60,000円 ② 40,000円 ③ 20,000円 ・配偶者の合計所得金額が130万円超133万円以下である者 特別控除額＝① 30,000円 ② 20,000円 ③ 10,000円 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合	
	扶養	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	
	基礎	合計所得金額が2,400万円以下の場合 430,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 290,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 150,000円	
その他の	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)	
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)	
	調整控除	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)	
	※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用されない。		
	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税範囲	1,350,000円以下	

年度		令和7年度	
控除種類			
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 850万円超～	55万円 年収×40%－10万円 年収×30%＋8万円 年収×20%＋44万円 年収×10%＋110万円 195万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数＋1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)	
	社会保険料	支払保険料の全額	
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額	
	生命保険料	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
		(契約日：H24.1.1～)	新契約 12,000円以下 支払保険料の全額 12,000円超～ 32,000円以下 支払保険料×1/2＋6,000円 32,000円超～ 56,000円以下 支払保険料×1/4＋14,000円 56,000円超～ 28,000円
			旧契約 15,000円以下 支払保険料の全額 15,000円超～ 40,000円以下 支払保険料×1/2＋7,500円 40,000円超～ 70,000円以下 支払保険料×1/4＋17,500円 70,000円超～ 35,000円
			一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円
	※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超～ 15,000円以下 支払保険料×1/2＋2,500円 15,000円超～ 10,000円
		地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円	
所得控除	寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦 260,000円 ひとり親 300,000円 勤労学生 260,000円	
	障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)	
	配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円	
	配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が100万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円 ・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③ 90,000円 ・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③ 70,000円 ・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③ 60,000円 ・配偶者の合計所得金額が120万円超125万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ② 80,000円 ③ 40,000円 ・配偶者の合計所得金額が125万円超130万円以下である者 特別控除額＝① 60,000円 ② 40,000円 ③ 20,000円 ・配偶者の合計所得金額が130万円超133万円以下である者 特別控除額＝① 30,000円 ② 20,000円 ③ 10,000円 ※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合	
	扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円 合計所得金額が2,400万円以下の場合 430,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 290,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 150,000円	
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)	
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)	
	調整控除	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)	
	※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用されない。		
	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税範囲	1,350,000円以下	

8. 税務機構の変遷

各年度4月1日現在

[illegible]